

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年3月30日付けの「支給済み保護費の返還決定及び納付について」と題する通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は、違法又は不当であると主張している。

請求人は、本件相続について、隠し事をすることもなく、誠実に、綿密に、担当職員に報告・連絡・相談をしてきた。令和2年5月に、担当職員から改めて連絡をするとの言葉があり、連絡を待っていたが、連絡が来たのは令和3年2月であった。

その後、話し合いを続けたが、令和3年3月末に担当職員の上司に当たる係長が異動とのことで、同日中に、納付誓約書に印を押してくれと依頼された。請求人も担当職員が気の毒になったので、印を押した。その際、本件処分通知書の交付を受けた。詳細は、

同年6月下旬に打合せをしようとのことであった。

同年6月25日、担当職員と打合せをしたが、請求金額の明細又は科目が分かる資料がほしい旨伝えてあったので、同日交付されたが、詳しい説明はなかった。また、経緯に基づいての減免等はなく、必要経費等の控除額もなかった。

請求人は、〇〇障害により障害者1級であるため、医療費は国や都のお世話になっており減免されている。その旨担当職員と何回も話し合ってきたが、控除額等に反映されなかった。

福祉事務所は困った人たちの最後の駆け込み寺だと思ってきた。お世話になったことは事実であるし、お世話になった分はお返ししたいが、もう少し職員の方々の血の通った対応とお考えをいただきたい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 1月 17日	諮問
令和 6年 2月 15日	審議（第86回第2部会）
令和 6年 3月 15日	審議（第87回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る

資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 10 は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定することからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

## (2) 就労に伴う収入以外の収入の認定

次官通知第 8・3・(2)・イ・(ア)は、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとし、また、同・(ウ)は、(ア)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定することとしている。

そして、相続は、被相続人の死亡を原因としたものではあるものの、対価の給付を伴わずに被相続人の財産が一方的に相続人に移動する点において、贈与と類似したものであると解されることから、上記贈与等の収入認定及び必要な経費の控除に係る取扱いは相続における各種経費の控除についても同様に適用されると解

される。

### (3) 費用返還義務

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 5 ・答・(1)は、法 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

法 6 3 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしていると解されている（東京高等裁判所平成 2 5 年 4 月 2 2 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）。

### (4) 自立更生免除

問答集問 1 3 - 5 ・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない範囲を挙げ、その 1 つとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（同・エ）がある。

上記と同じ趣旨として、「生活保護費の費用返還及び費用徴収

決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を控除して差し支えないとしている（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問11-9は、原則として、被保護者が受領する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を法63条の返還額とすべきであるとし、医療扶助の返還に際しては、高額療養費の自己負担限度額を超える額についても、生活保護を適用した場合には医療費の全額（10割）が返還額決定の対象となることから、十分に要保護者に説明されたいとする。

また、法63条返還に係る免除の考え方として、返還額を決定する際の免除の範囲及び額の認定については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）第8・問40及び問答集問13-5に示されているとしつつも、法63条においては、返還額の決定が被保護世帯の状況に応じた実施機関の合理的な裁量に委ねられており、同条適用時における自立更生免除は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・2・(3)及び(4)にあるような収入の種類制限はないとし、法63条を適用することにより、収入の種類を問わず自立更生免除は可能であるとする。そのため、法63条の適用に当

たつては、被保護世帯の生活実態を基に自立更生免除について検討を行い、さらに、実施機関として判断したことを明確にするため、免除を行わない場合であっても、検討した経過を記録に残すこととしている。

ただし、法63条には大きく分けて次の3種類があり、アについては、その資産を活用すれば保護を受けなくて済む可能性がある場合もあり、自立更生免除については十分に考慮する必要があるが、イは本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当であるし、ウに至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないといえるとしている。

ア 保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合など、法63条の条文「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」という本来の意味での適用

イ 誤って加算を計上した場合等、保護の遡及変更可能期間（当月及び前月）を超えた期間についての適用

ウ 介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用

(5) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている（問答集問13-6・答・(2)参照）。

なお、相続人が複数の場合、共同相続人間で、協議により遺産を分割することができるが、民法909条によれば、遺産の分割

は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。

(6) 自立更生を目的とする恵与金

次官通知第8・3・(3)は、収入として認定しないものとして18項目（アからツまで）を列挙している。そのうちの1つとして、エに「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」を挙げる。

次官通知第8・3・(3)を受けて、局長通知第8・2は、「収入として認定しないものの取扱い」についてより具体的に定め、同・(3)に「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないもの」に該当するものの要件を列挙している。また、同・(4)は、自立更生のための恵与金等のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ることとしている。

(7) 次官通知、局長通知、取扱通知、問答集等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。取扱通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人が本件相続をし、本件収入申告額（8,000,000円）を受け取ったとして収入申告をしたことから、支給済み保護費のうち2,472,040円に相当する金額について、法63条に基づき、請求人に返還を求めることを決定した

(本件処分。)。本件処分通知書には、「返還免除額(自立更生のためにあてる額)」は、「0円」と記載されていた。

(2) 処分庁は、本件処分を行うに当たり、返還を免除することができる可能性について、次官通知第8・3・(3)の各項目のいずれにも該当しないため、本件収入を収入認定せずに返還を免除することはできないとして、その旨請求人に説明した。

(3) あわせて、処分庁は、次官通知第8・3・(3)・エの自立更生免除についても検討を行ったが該当しないとして、その旨請求人に説明した。

法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている(上記1・(3))。その一方で、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、本来の要返還額から控除して返還額を決定する自立更生免除の取扱いをしても差し支えないとしている(同・(4))。さらに、遺産相続の場合、法63条の規定に基づく返還の対象となる資力の発生日は、被相続人の死亡時とされている(同・(5))。

以上を踏まえると、本件処分によって請求人が支給済み保護費相当額2,472,040円を返還したとしても、請求人に550万円余りが残ることに鑑みると、本件処分が請求人の自立を著しく阻害するとは認められず、処分庁が、本件被相続人の死亡日である令和元年〇〇月〇〇日を資力の発生日として、同日以降の支給済み保護費の全額に相当する2,472,040円を返還対象金額として行った本件処分に、違法又は不当な点は認められない。また、返還金額の算定に当たっても、違算は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分が、法令等の定めにより、適正に行われていることは上記2のとおりであり、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)